

意見書

平成20年6月20日

総務省情報通信政策局

放送政策課 あて

郵便番号 106-8039

(ふりがな) とうきょうと みなとく あざぶだい 2-2-1

住所 東京都港区麻布台 2-2-1

(ふりがな) かぶしきがいしゃ あーる・えふ・らじお にっぽん

氏名 株式会社アール・エフ・ラジオ日本

あらい しゅういちろう

代表取締役社長 新井修一郎

「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会報告書」(案)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見
14頁	表中央、上段	全国をどのように分割してブロックを定めるかについては、国が定める方法、事業者が定める方法がある。	ブロック分割については、ブロックごとに事業者が異なることが想定されるため、事業者間での調整は困難と考える。したがってブロックの決定は、各ブロックの地域性を考慮し、参入希望者の意見を踏まえたうえで国が定めることが適当である。
14頁	表の中央、上段 および第二段	できる限り柔軟なサービス提供を可能とすべき。 「地域振興」「地域情報の確保」「地域文化・地域社会への貢献」「既存ラジオのノウハウの活用」	多くの既存ラジオ社は、「指定地方公共機関」として地方自治体と災害時における放送協定等を結び、社内に防災通信設備を設置するなどしており、報道機関としての実績と経験がある。このようなことを十分に活かすことが、「地方ブロック向けデジタルラジオ放送」の利用者にとっても大変有益なものとなる。こうした状況を踏まえた制度設計をお願いしたい。
16頁	最終行～	こうした努力義務に加え、「開始5年後に90%以上の世帯カバー率を実現すること」を、例えば、事業参入の際の条件にすること等により制度的に確保することも考えられる。	世帯カバー率を確保することは、放送普及の条件として重要な位置を占めることは間違いないが、具体的な数値を参入条件とすることは事業者にとって多大な負担となる可能性がある。事業の継続性を考慮した場合、世帯カバー率を「参入条件」とするのではなく、あくまでも「努力義務」としての扱いとすべきである。
21頁	9行～12行	(注1) 本懇談会での携帯電話端末メーカーへのヒアリングによれば、現時点の見通しとして、・・・	V-L O Wでの放送が検討されている「地方ブロック向けデジタルラジオ放送」については、デジタルラジオ推進協会(D R P)にて試験放送を行い、通信・放送連携サービス等につき各種検討されてきた。携帯電話にF Mラジオの搭載も可能である現状から、V-L O Wの携帯電話への搭載は、事業者として強く期待したいところである。したがって、報告書にこの項目(注1)をあえて付加する必要は無いものとする。

24頁	12行～13行	このため、「地方ブロック向け放送」の周波数の割当て方法については、こうした点を十分に踏まえつつ、今後さらに検討を行うことが適当である。	地方ブロック向け放送の周波数割当て方法は、今後の検討に委ねられているが、ブロックによっては参入希望者数の多寡が発生することが想定される。ブロックごとの周波数帯域の割当てについては、割り当て周波数帯幅を一律とするのではなく、状況に応じて柔軟に対応（増減）できるように考えておくべきである。
24頁	15行目～	こうした場合には、例えば、申請があった地方ブロックでの放送も含め「地方ブロックへの割当てを止めて・・・	申請の無いブロックがある場合に、「地方ブロック向けデジタルラジオ」への割当てを「全国向け放送」としたうえで再度参入希望者を募集するということでは、既申請事業者の事業計画そのものを1から見直すこととなり、事業者側に多大な負担となるばかりでなく、サービス開始時期の大幅な遅れをもたらすことにもなりかねない。地域に密着した地域ブロック毎のサービスが、きちんとおこなわれるような制度の整備が望まれる。
26頁	12行～14行	この点、「全国向け放送」「地方ブロック向け放送」については、それぞれ「全国で同一の放送番組」「各地方ブロック内で同一の放送番組」を前提として、「全国」、「地方ブロック」を放送対象地域とすることが考えられる。	「地方ブロック向け放送」が、そのブロック内の特定地域（たとえば県）に向けて、独自の情報を放送することが必要となる場合がある。中継局単位の番組編成を変えることで実現できるが、そのような場合にも対応できるような、柔軟な制度整備が望まれる。
30頁	11行	このような事業展開の柔軟性を確保するためには、ハード事業者とソフト事業者が異なることを許容する「ハード・ソフト分離」の制度を活用することが考えられる。	ハード事業者の、ソフト事業者に対する公平な役務の提供を担保するため、受委託制度を採用するかどうかについては、早期に明示されるべきである。またソフト事業者として参入を考えるものにとっても、ハード事業者側の中長期に亘る提供条件が事業計画策定に必要であるため、早期の明示が必要であると考えられる。

31頁	23行～28行	<p>地上放送として新たに制度化されるマルチメディア放送の円滑な立ち上げを図る等の観点から、基本的には緩和の方向とすることが適当である。</p> <p>また、「地方ブロック向け放送」については、前述のとおり、1の事業者が複数のブロックで参入することを認める場合には、そのような参入形態が可能となるよう措置することが適当である。</p>	<p>マルチメディア放送は新しい放送であるが、十分に普及するためには、ある程度の期間が必要となり、その間、既存の放送局が持つノウハウやコンテンツ制作能力などが不可欠となる。したがって、「緩和」の方向とすることについては賛成である。</p>
34頁	(イ) サイマル放送の扱い	<p>サイマル放送については、マルチメディア放送において、国民のニーズを反映した自由な事業展開を可能とするため、特段の制約を設ける必要はないと考えられる。</p>	<p>アナログラジオの受信環境は年々悪化している。とりわけAMラジオは都市雑音の影響を受けやすく、鉄筋コンクリート建造物が年々増加する状況下では、今後リスナーに充分良好なサービスを提供することが困難になってくる。マルチメディア放送におけるサイマル放送は、事業者のみならずリスナーからも歓迎されるものであることは間違いなく、端末の普及に大きく寄与するものであると思われる。したがって、この件については放送事業者の判断を優先し、制約は設けるべきではない。</p>
37頁	8行目	<p>認証・課金業務の適正かつ確実な運営の確保は必要であること考えられることから、・・・</p>	<p>放送であることを踏まえて利用者の利便を第一に考え、かつソフト事業者の事業運営が円滑にいくような仕組みが導入されるよう制度整備をおこなうことが望ましい。</p>

46頁	26行	<p>第6章 今後のスケジュール ③2009年中に関係の省令を定める。</p>	<p>制度整備、技術検討や機器開発期間などを考慮すると、サービス開始までのスケジュールはかなり厳しいものであることが推察される。</p>
46頁	28行～	<p>また、省令の制定と並行して、電波産業会（ARIB）において標準規格（STD）や運用規定（TR）のとりまとめが早期に行われることが期待される。運用規定については、一般的には免許等を受ける者の確定後に検討が開始されるが、マルチメディア放送の早期の開始のためには、その確定前に検討を開始することが有効である。</p>	<p>ARIB運用規定（TR）などの検討については、例えばデジタルラジオ推進協会（DRP）を検討主体とするなどして対応していく必要があるものとする。</p>
47頁	4行		

以上